

## 1 諮問事項の概要

### (1) 議案書に含まれる個人情報の取り扱いについて、

地方自治法（以下「法」という。）第96条第1項第10号に規定する権利の放棄に係る議案の提出に際し、議案に含まれる個人情報の取り扱い並びに当該議案の提出、配付及び審議の方法について意見を求める。

### (2) 議案書に記載される個人情報の外部提供について

法第115条第1項の規定により、議会の審議は公開が原則とされるところ、法第96条第1項第10号に基づく権利の放棄に関する議案に含まれる個人情報の取り扱いについて、その公開及び広報の方法並びに外部提供の範囲及び方法に関する意見を求める。

## 2 答申

諮問事項に対する本審議会の意見は、次のとおりとする。なお、この答申は、大和郡山市個人情報保護条例（平成14年12月大和郡山市条例第27号。以下「条例」という。）第27条第1項の規定に基づき、市長の諮問を受けて本審議会が行った調査審議の結果を市長に建議するものであるから、その対象は、諮問者である市長の権限に属する事項に限定される。

しかしながら一方で、当該諮問事項に含まれる「審議の方法」について意見を述べるためには、他の実施機関である議会の権限に属する事項についても言及せざるを得ない。加えて、議会の審議には、市長をはじめ理事者（議会に説明者として出席する市長及び附属機関である職員をいう。以下同じ。）も深く関わる構造となっていることから、議会の権限に属する事項については、「議会に対する要望」の形式で述べることとする。

### (1) 議案書に含まれる個人情報の取り扱いについて

ア 議案の提出に当たっては、全ての個人情報を掲載した議案を用いる。

イ 理事者への議案の配付に当たっては、個人情報を含むものと伏せたものの2種類を作成し、審議に深く関わる者には前者を、その他の者には後者を配付する。なお、審議に深く関わる者については、別に定めるものとする。

ウ 議会からの議案の配付に当たっては、イの趣旨に沿った取り扱いについて、特段の配慮がなされるよう、要望する。

エ 審議に当たっては、発言等を通じて個人が特定されることを避けるため、仮名、仮称等の使用など特段の配慮がなされるよう、また、他の情報と照合することにより、個人を特定できるその他の情報の取り扱いについても、配慮が払われるよう、要望する。理事者においても、議案説明や質疑応答の際には、同様の留意を求める。

オ 議会から審議の参考資料を徴される際は、ウに準じた取り扱いについて、特段の配慮がなされるよう、要望する。

(2) 議案書に記載される個人情報の外部提供について

ア 理事者において議案記載情報を外部提供（条例第10条本文に掲げる「当該実施機関以外の者」に記載のとおり、その範囲については特段の制限を加えない。以下同じ。）するとき及び議案書を閲覧に供するときは、個人情報を伏せて供するものとする。

イ 議会において議案記載情報を外部に提供される際には、アに準じた取り扱いについて特段の配慮がなされるよう、また、議会において議事録を作成される際には、それが閲覧に供される場合に備えて、同様の配慮がなされるよう、要望する。

3 本審議会の考え方

条例第3条は、「実施機関は、この条例の目的を達成するため、（中略）あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならない。」と定めている。

一方、法第96条第1項各号に掲げる議会の議決事項には、個人情報が含まれる場合があり、かつ、当該個人情報が、議案審議に不可欠な要素となる場合も少なくない。また、法第115条第1項は、「普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する。」と定めており、議会の会期中はもとより、閉会后においても、議案書や議事録は公開され、市民が常時閲覧できることとされている。

これら、個人情報の保護、議会における適正な審議の確保、市民の知る権利の保護という、相反する要請に応えるためには、特段の工夫や配慮が求められるものとする。本審議会は、こうした見地から、本件諮問事項について慎重に検討を重ねたうえ、意見を述べるものである。

4 審議の経過

(1) 市長が、議会の審議権を最大限尊重すべきことは、言を待たない。よって、市長が議会に提出する議案には、全ての個人情報を掲載すべきと考える。

次に、市長から、関係職員に議案を配付するに当たっては、理事者は関係職員全員で説明や質疑への応答を行うものではあるが、審議への関わりの程度には、その立場により、自ずと差が生じることから、全ての情報を記載したものと、審議に支障が生じない範囲で個人情報を伏せるなど一定の加工を施したものの、2種類の議案を作成し、審議への関わり方に応じ、区別して配付する方法を採るべきと考える。

(2) 個人情報を伏せる方法としては、該当箇所に連続した黒の長方形のマスキングを付する方法とし、その他の個人情報にあつては、議案書の趣旨が損なわれない範囲で、同様にマスキングの加工を施すものとする。これら、個人情報を伏せるための加工方法は、議案書参考資料等の関係資料の処理に際しても、同様とする。

なお、個人情報には、住所、氏名はもとより、条例第2条第1号に掲げる「当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるもの」も含まれることから、放棄しようとする債権の名称等、それ自体は一見個人情報に含まれないような情報であっても、その情報から個人が特定されるおそれのあるものについては、同様に考慮する必要がある。したがって、議案書に記載する文言については、慎重な精査を求める。

- (3) また、本審議会は、議会に対して意見を述べる立場にはないが、議会におかれては条例の趣旨をご考慮のうえ、次の点についてご検討いただくよう、要望するものである。

議会の審議は、その構成員である議員全員でこれを行うものであるから、議案の配付に際しては、全ての個人情報を掲載したものをを用いるべきものと解する。このため、議会におかれては、議員各位に対し、当該議案が包含する個人情報の性質についてご理解を深めていただき、その取り扱いについて、十分にご留意をいただけるよう、改めて注意喚起を図っていただくなど、特段のご配慮を要望する。また、議会から市長に対し、参考資料の提出を求められる場合においても、同様のご配慮を要望するものであるが、その他の手段として、例えば、個人情報を包含する資料については審議終了後に回収するなどの方法についても検討いただくよう、併せて要望する。

議案の審議に当たっては、関係者（議会事務局職員を含む。）以外には、みだりに個人情報が流布されぬよう、あわせて特段の配慮を要望するものである。特に、諮問事項である権利の放棄に関する議案は、議決されることにより市の損失を確定する効果が生じることから、賛否が分かれ、議論が白熱する可能性が高い。一方、議会の会議は、法第115条第1項の規定により、傍聴が認められており、これらの議論の経過は、直ちに傍聴人の知るところとなる。また、大和郡山市議会は、委員会も含めてインターネット中継の対象となっていることから、その審議経過は、不特定多数の耳目に晒される環境にある。審議における発言が具体的であればあるほど、審議の参考に資することとなるが、反面、そうした発言は、過去の新聞等の検索を容易にし、結果的に個人の特定につながる危険性も危惧されるところである。

議会におかれては、以上の点について十分にご考慮いただき、議案の審議に際しては、個人情報の保護に関し、特に慎重な配慮をいただくよう要望するとともに、理事者に対しても、説明や質疑応答に際し、慎重を期するよう強く求めるものである。

- (4) 次に、議案書に記載される個人情報の外部提供についてであるが、議案の公開や広報の際には、個人情報と、それ以外の情報とは、容易に分離することが可能であることから、個人情報は伏せて行われるべきものと解する。

理事者において議案記載情報を外部提供するときは、個人情報は非公開とし、議案書を閲覧に供するときは、個人情報を伏せて供するものとし、議会において議案記載情報を外部提供されるときも、理事者の方針に準じた取り扱いをしていただくよう要

望する。

- (5) また、法第123条に基づき議会において作成される議事録は、法第115条に基づく会議の公開に包含されることから、その閲覧に制限はない。会議が公開されているにも関わらず、議事録のすべてを非公開とすることは不適切であるが、一方で、諮問に係る権利の放棄に関する議案は、住所、氏名のみならず、放棄しようとする債権に関わる背景事情についても、他の情報と照合することにより、個人が特定される危険性を孕むものであることから、審議に際してのそれと同様の配慮が求められるものと解する。議事録の作成に際しては、こうした観点から、特段の配慮をいただくよう、要望するものである。
- (6) なお、条例が保護を義務付けているのは、個人に関する情報であって、条例第2条第1号ただし書の規定に該当する場合への適用はないが、これに該当しない法人等に関する情報に付随する個人に関する情報が議案に含まれる場合は、当該個人情報については、本答申で申し述べた取り扱いが必要であると考えられるものである。
- (7) ここまで、様々な意見や要望を申し述べたが、議案並びに議会の審議における個人情報保護への配慮は、審議における発言や、その後の情報管理も含めると、これまでに掲げた方策がすべて網羅されたとしても、完全とは言い難い。突き詰めれば、本会議は法第115条ただし書の規定による秘密会とし、常任委員会は大和郡山市議会委員会条例第18条第1項の規定による秘密会にすることも、場合によっては検討しなければならない。

秘密会の開催には、厳しい条件が付されているが、諮問事項の審議過程において、委員より、選択肢の一つとして検討しておくべき、との意見が出されたことから、これについても、最後に付言しておくこととする。

以下余白